

第30回たつの市農業委員会総会（5月定例会）議事録

令和5年5月25日（木）午前10時から第30回たつの市農業委員会総会（5月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員17名 欠席委員 1名

1	上田 常雄	2	八木 正邦	3	永富 元	4	右田 太郎
5	岩田きん子	6	三村 誠	7	丸山 忠昭	8	-
9	小河 純一	10	水田 達實	11	山本 哲也	12	真殿 利晴
13	宮本 峰男	14	保田 義一	15	緒方 光男	16	猪澤 敏一
17	長谷川澄男	18	高見 昭義	19	大橋 正典		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井口 大介	副主幹	近藤 由香
----	-------	-----	-------	-----	-------

1 開 会

- 会長（猪澤敏一委員）
あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

- 議長（猪澤敏一委員）
只今から第30回たつの市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は17名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

尚、19番大橋委員からは欠席の届出を受けております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・利用目的の変更届について
- ・農地法施行規則第29条第1号該当転用の届出について
- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買

の証明により、平成 11 年頃には山林化していたことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の願い出地は、誉田町■■■■の登記地目・田、現況は宅地、面積は 43 m²です。願い出人は、■■■■、■■■■、昭和 49 年に農業用倉庫を建築し、現在に至っており、この度、土地の地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、固定資産税家屋課税登録証明書において、昭和 49 年に倉庫を建築していることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も倉庫敷地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

4 件目の願い出地は、新宮町■■■■の登記地目・畑で現況は雑種地、面積は 112 m²です。願い出人は、■■■■、■■■■、20 年以上前から耕作をしておらず、不用品の仮置き場などに利用しているものです。この度、土地の地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の航空写真において、すでに農地ではないことを確認しました。また、地元自治会長からの証明により、20 年以上前から耕作はなく、不用品置場となっていることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

5 件目の願い出地は、御津町■■■■の登記地目・畑、現況は宅地、面積は合計 1,118 m²です。願い出人は、■■■■、■■■■、昭和 62 年にバス会社の車庫及び休憩所を建築し、現在に至っており、この度、所有権移転を考えているため、土地の地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の航空写真において、すでに農地ではないことを確認しました。建物の登記簿謄本及び地元自治会長からの証明により、昭和 62 年から車庫及び休憩所となっていることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も倉庫敷地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

よって、いずれも周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 193 号」は原案のとおり承認されました。

次に、第 3「議案第 194 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転日程・売買の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 194 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 5 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED] の田で面積は合計 3,167 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡し人は [REDACTED]

[REDACTED]、譲渡し人は、高齢等の理由により、今後農業をする意向はなく、農地を取得し耕作したいと考えていた譲受人へ農地を譲渡することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地元で耕作経験があり、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED] の田及び畑で面積は

合計 5,514 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡し人は [REDACTED]、譲受人は、この地域の耕作地を増やしたいため、譲渡し人へ農地の取得を申し出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地元で耕作経験があり、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の申請地は、神岡町 [REDACTED] の田及び畑で面積は合計 486 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡し人は [REDACTED]、譲渡し人は [REDACTED]、譲受人は、この地域に移り住むため、譲渡

し人から空家を取得したが、この度、農地についても譲受けることで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、農業経験があり、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は 111 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡し人は、[REDACTED]

[REDACTED]、譲渡人は県外在住であり管理が難しいため、農地の近所に土地と建物を所有している譲受人に譲渡することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、住所地において耕作しており、必要な農機具も所有しているため、自己所有地と建物が近所にあるこの農地についても効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の申請地は、新宮町 [REDACTED] の畑で面積は 1,081 m²、譲

受人は[REDACTED]、譲渡し人は[REDACTED]、譲渡し人は、高齢等の理由により、今後農業をする意向はなく、農地を取得し耕作したいと考えていた譲受人へ農地を譲渡することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、家庭菜園を長年耕作しており、必要な農機具も確保予定であることから、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第194号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第4「議案第195号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第195号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3条贈与の案件が3件出ていますので、ご説明いたします。

1件目の申請地は、揖西町[REDACTED]の畑で面積は232㎡、譲受人は[REDACTED]、譲渡し人は、[REDACTED]、譲渡し人は県外に住んでおり管理が難しいため、この度、隣接地を耕作している譲受人へ譲渡すこと

で合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は耕作に必要な農機具一式を所有しており、また、地元で農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

2 件目の申請地は、揖保町 [] の田で面積は 271 m²、譲受人は []、譲渡し人は、[]、譲渡し人は高齢であり農地の管理が難しいため、地元で耕作している親族へ譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は耕作に必要な農機具一式を所有しており、また、地元で農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

3 件目の申請地は、新宮町 [] で面積は 41 m²、譲受人は []、譲渡し人は、[]、譲渡し人は、この農地を相続により取得したが、農業をする意向はなく、現在の耕作者である譲受人へ贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は耕作に必要な農機具一式を所有しており、また、現在この農地を耕作しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありません。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 196 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 6「議案第 197 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題いたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 197 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 2 件でていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は、合計 1,465 m²、農地区分は住宅、事業の用に供する施設等が連坦する第 3 種農地（3-(3)）に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、転用目的は、貸露天駐車場として利用するものでございます。

土地造成期間は許可後 90 日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周辺営農に支障はないと考えます。

2 件目の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は、合計

2,432 m²、農地区分は住宅、事業の用に供する施設等が連坦する第3種農地（3-(3)）に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が

、譲渡人は、
、転用目的は、自社の露天駐車場及び露天資材置場として利用するものでございます。

土地造成期間は許可後90日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周辺営農に支障はないと考えます。

よって、いずれも農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第197号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第7「議案第198号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第198号 農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法による利用権設定で、今回設定する筆数は158筆、設定面積は174,202.45 m²です。

各筆の明細は別紙に添付しておりますとおりで、すべての案件で農地の効率利用、農作業への常時従事等、同法 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

なお、今回の利用権は市が集積計画の公告を行う 6 月 1 日から効力が発生します。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 198 号」は原案のとおり決定することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 30 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 5 月 25 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(6 番三村 誠委員)

議事録署名委員
(7 番丸山忠昭委員)